

平成 22 年 度

宇土市財政の健全化判断比率審査意見書

宇 土 市 監 査 委 員

宇 市 監 第 54 号

平成23年 8月 2日

宇 土 市 長 元 松 茂 樹 様

宇土市監査委員 尾 沢 安 治 郎

宇土市監査委員 岩 本 廣 海

平成22年度宇土市財政の健全化判断比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、審査に付された平成22年度宇土市財政の健全化判断比率について審査を実施したので、その結果について次のとおり意見書を提出します。

目 次

1. 審査の期間	1
2. 審査の方法	1
3. 審査の結果	1～3

1. 審査の期間

平成23年7月29日から8月2日まで

2. 審査の方法

健全化判断比率の審査にあたっては、市長から送付された健全化判断比率報告書・その他財務諸表が法令の規定に基づいて作成され、健全化判断比率が正しく表示しているか否かについて、関係諸帳簿との照合を行うとともに必要に応じて関係職員の説明を求め実施した。

3. 審査の結果

(1) 総括的意見

審査に付された健全化判断比率報告書・その他財務諸表は、いずれも関係法令に準拠して作成処理されており、計数的にも関係諸帳簿を照合した結果正確であり、健全化判断比率は適正に作成されているものと認めた。21年度同様、早期健全化基準を下回っており、今後も引き続き、健全な財政運営に努められるよう要望する。

()内は21年度数値

	22年度	21年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— %	— %	13.63(13.71) %	20.0(20.0) %
連結実質赤字比率	—	—	18.63(18.71)	35.0(40.0)
実質公債費比率	14.3	14.5	25.0(25.0)	35.0(35.0)
将来負担比率	66.6	83.8	350.0(350.0)	

(2) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

(3) 健全化判断比率の算定方法については、次のとおりである。

◎ 実質赤字比率

単位:千円

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率(早期健全化基準 13.63%)

$$\frac{\text{繰上充用額} + (\text{支払繰延額} + \text{事業繰越額})}{\text{標準財政規模}} = \frac{(\text{赤字なし})}{8,473,571} = - \quad (\text{※赤字なし})$$

- ・繰上充用額＝歳入不足のため、翌年度歳入を繰上げて充用した額(0)
- ・支払繰延額＝実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰延べた額(0)
- ・事業繰越額＝実質上歳入不足のため、事業を繰越した額(0)

◎ 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字(又は資金不足額)の標準財政規模に対する比率
(早期健全化基準 18.63%)

$$\frac{(A+B) - (C+D)}{\text{標準財政規模}} = \frac{(\text{赤字なし})}{8,473,571} = - \quad (\text{※赤字なし})$$

- ・(A)一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額(0)
- ・(B)公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額(0)
- ・(C)一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額(871,899)
- ・(D)公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額(470,422)

◎ 実質公債費比率(3か年平均)

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率(早期健全化基準 25.0%)

$$\frac{(\text{元利償還金}(E) + \text{準元利償還金}(E') - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}))}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

$$\textcircled{20} \left[\frac{964,374}{6,829,374} \times 100 \right] + \textcircled{21} \left[\frac{972,936}{7,023,021} \times 100 \right] + \textcircled{22} \left[\frac{1,112,173}{7,331,262} \times 100 \right] \div 3 = 14.3\%$$

(14.1) (13.9) (15.1)

- ・(E)元利償還金・・・公債費充当一般財源額(繰上,満期一括を除く)(1,495,180)
- ・(E')準元利償還金の内容
 - ① 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合の1年当たりの元金償還金相当額(46,000)
 - ② 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの(159,438)
 - ③ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの(310,051)
 - ④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの(243,813)
 - ⑤ 一時借入金の利子(0)

◎将来負担比率

単位:千円

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

(早期健全化基準 350.0%)

将来負担額(F) - (充当可能基金額 + 特定財源見込額 + 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)

標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

$$\frac{21,635,677 - 16,746,683}{8,473,571 - 1,142,309} = \frac{4,888,994}{7,331,262} \times 100 = 66.6\%$$

・(F) 将来負担額の内容

- ① 一般会計等の地方債現在高(16,757,981)
- ② 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費に係るもの)(29,952)
- ③ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額(1,861,866)
- ④ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額(450,170)
- ⑤ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額(2,268,157)
- ⑥ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額(267,551)
- ⑦ 連結実質赤字額(0)
- ⑧ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額(0)